

「(仮称)滋賀県学校教育情報化推進計画」原案について

1 策定の趣旨および位置づけ

令和4年4月1日に施行された「滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例」の基本理念を踏まえ、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するもの。

- ・「滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例」第6条に基づく推進計画
- ・「学校教育の情報化の推進に関する法律」第9条に基づく、地方公共団体の計画

2 計画期間

令和5年度(2023年度)～令和7年度(2025年度)

(技術革新のスピードが速いICT分野の特性を踏まえ、必要に応じ随時見直し)

3 計画の対象

本計画では、県が県立高等学校、県立中学校、県立特別支援学校の学校設置者の責務として実施する、学校教育の情報化の推進に関する方針・施策等に加え、市町との連携・協力・支援ならびに研修や資質向上に係る支援に関する施策(大津市を除く)、その他関係機関等との連携を推進する。

4 素案からの主な変更点

○学校教育の情報化に関する目標

「前年度にICT機器を活用した授業を行った割合(1クラス当たり)」

「週3回以上実施:100%」から「ほぼ毎日実施:100%」に変更

5 スケジュール

令和4年11月7日 常任委員会(素案)
市町等意見照会

12月 常任委員会(原案)
教育委員会(原案)

令和5年1月 県民政策コメント実施
3月 常任委員会(県民政策コメント結果および計画最終案報告)
教育委員会(計画付議)
策定・公表

(仮称) 滋賀県学校教育情報化推進計画 (原案) 素案からの主な変更点

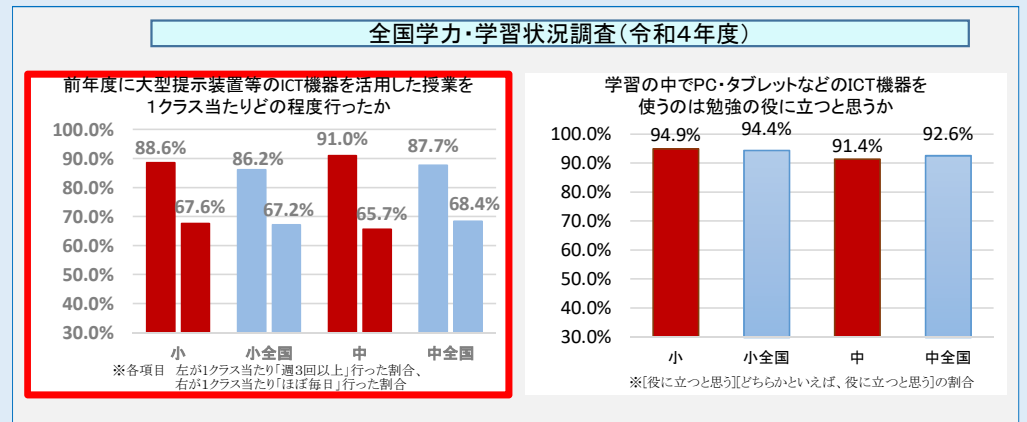
No	ページ	行	素案	原案	変更理由	備考															
1 計画の策定にあたって																					
1	1	20	<追記>	また、ICTの特性を活用することで、すべての児童生徒が誰一人取り残されず、自分らしく学ぶことができ、一人ひとりの才能を伸ばすための学びの機会の提供を図り、SDGsの目標達成に貢献します。	SDGsとの関係について追記																
2	2	6	<追記>	また、法第9条第2項において努力義務とされている市町の学校教育情報化推進計画の策定に当たっての参考となるものです。	県計画の位置づけを追記	市町意見への対応															
4 学校教育の情報化に関する目標																					
3	10	2	前年度にICT機器を活用した授業の割合(1クラス当たり週3回以上行った割合) 小 100.0%、中 100.0% 高100.0%、特 100.0%	前年度にICT機器を活用した授業を1クラス当たりほぼ毎日行った割合 小 100.0%、中 100.0% 高 100.0%、特 100.0%	学校教育でのICT活用を推進するため、目標を上方修正																
<p>前年度に人型提示装置等のICT機器を活用した授業を1クラス当たりどの程度行ったか</p> <table border="1"> <caption>前年度に人型提示装置等のICT機器を活用した授業を1クラス当たりどの程度行ったか</caption> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>3回以上行った割合 (%)</th> <th>ほぼ毎日行った割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小 (各項目)</td> <td>88.6%</td> <td>67.6%</td> </tr> <tr> <td>小 全国</td> <td>86.2%</td> <td>67.2%</td> </tr> <tr> <td>中 (各項目)</td> <td>91.0%</td> <td>65.7%</td> </tr> <tr> <td>中 全国</td> <td>87.7%</td> <td>68.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各項目 左が1クラス当たり「3回以上」行った割合、右が1クラス当たり「ほぼ毎日」行った割合</p>							項目	3回以上行った割合 (%)	ほぼ毎日行った割合 (%)	小 (各項目)	88.6%	67.6%	小 全国	86.2%	67.2%	中 (各項目)	91.0%	65.7%	中 全国	87.7%	68.4%
項目	3回以上行った割合 (%)	ほぼ毎日行った割合 (%)																			
小 (各項目)	88.6%	67.6%																			
小 全国	86.2%	67.2%																			
中 (各項目)	91.0%	65.7%																			
中 全国	87.7%	68.4%																			
4	10	2	<追記>	各指標の統計データ調査方法を追加	学校現場の変化を捉えやすくするため、目標で示す数値の調査方法を明確にする																
5	10	4	<追記>	※各調査において調査項目に変更があった場合、類似の調査項目への見直しを行う。	文部科学省の調査項目が調査年度により変更される可能性があるため																
5 計画的に講ずべき施策																					
6	15	31	<追記>	1人1台端末の管理の在り方や適切な使い方を児童生徒や保護者等と共有し、協力を得ながらICT活用を進めます。	学校でのICT活用には、保護者等の理解・協力が必要であるため	市町意見															
7	17	12	ICTを活用した学びを推進するため大学やICT関連企業との連携を進めるとともに市町との連携協力を推進します。	ICT活用による教育活動の充実のため、大学やICT関連企業との連携を進めます。 県市町間、各市町間の情報共有や連携、協力の推進、小学校・中学校の教職員に対する研修や資質向上に係る支援などにより、すべての市町においてICTを活用した学びが推進されるよう努めます。	市町との連携・協力体制に加え、県が行う支援体制について明記																
8	17	18	<追記>	私立学校に対しては、公私相互に活用事例等の情報共有を行うなど、連携を図り、各学校の自主性や建学の精神を尊重しながら、学校教育の情報化を推進します。	私立学校との連携について明記																

1 策定の趣旨

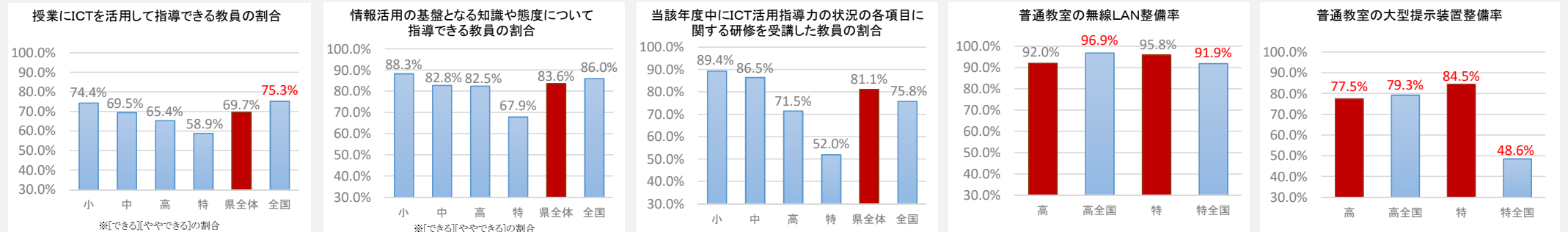
趣旨	「滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例」の基本理念を踏まえ、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため計画を策定する
位置づけ	「滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例」第6条に基づく推進計画、「学校教育の情報化の推進に関する法律」第9条に基づく地方公共団体の計画
期間	3年 技術革新のスピードが速いICT分野の特性を踏まえ、必要に応じ随時見直し
計画の対象	本計画では、県が県立高等学校、県立中学校、県立特別支援学校の学校設置者の責務として実施する、学校教育の情報化の推進に関する方針・施策等に加え、市町との連携・協力・支援ならびに研修や資質向上に係る支援に関する施策(大津市除く)、その他関係機関等との連携を推進する

2 学校教育情報化の現状と課題

児童生徒の 資質・能力	<ul style="list-style-type: none"> デジタル化を含め急激に変化する社会の中、児童生徒の情報活用能力の育成が不可欠 授業におけるICTの活用を進めることが必要 誰もが自分らしく学ぶことができるようICTの特性・強みを最大限活用することが必要 情報モラルや情報リテラシーの習得が必要
教職員の指導力	<ul style="list-style-type: none"> 授業にICTの活用ができる教員の割合が全国の中でも低位 学校や個々の教職員の間のICT活用状況にばらつきがある 個別最適な学びや協働的学びにICTを積極的に活用することが必要
ICTの環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 1人1台端末整備など学校のICT環境が急速進展 新たなネットワーク需要等を踏まえた適切なICT環境整備が必要 個人情報の適正な取扱いと情報セキュリティの確保
学校における働き方 改革と組織・体制	<ul style="list-style-type: none"> ICTを有効活用した校務効率化により教職員の多忙化の解消が必要 特定の情報担当教員等への業務負担の偏りが発生



学校における教育の情報化の実態等に関する調査(令和3年度確定値)



3 基本方針

目的	次代の社会を担う児童生徒の生きる力を育む学びの実現
施策の柱 および 施策の目標	I.〔児童生徒〕 ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成 ICTの活用により、児童生徒の情報活用能力等の資質・能力を高める
	II.〔教職員〕 教職員のICT活用指導力の向上 教職員のICT活用指導力の向上や意識改革、技術的支援により指導体制の強化を図る
	III.〔環境〕 ICTを活用するための環境の整備 端末やネットワーク環境等の学校ICT環境の整備を一層推進する
	IV.〔体制・校務〕 ICT推進体制の整備と人材の確保 ICTを活用した校務の効率化や働き方改革を推進する

4 目標

項目	現状	目標
前年度にICT機器を活用した授業を 1クラス当たり ほぼ毎日 行った割合 (全国学力・学習状況調査)	小 67.6% (R4)	小 100.0%
	中 65.7% (R4)	中 100.0%
	高 未調査	高 100.0%
	特 未調査	特 100.0%
授業にICTを活用して指導できる教員の割合 [[できる][ややできる] の割合] (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)	小 74.4% (R3)	小 90.0%
	中 69.5% (R3)	中 90.0%
	高 65.4% (R3)	高 90.0%
	特 58.9% (R3)	特 80.0%
情報活用の基盤となる知識や態度について指導できる 教員の割合 [[できる][ややできる]の割合] (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)	小 88.3% (R3)	小 95.0%
	中 82.8% (R3)	中 95.0%
	高 82.5% (R3)	高 95.0%
	特 67.9% (R3)	特 90.0%

5 講ずべき施策

I. ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

①ICTを主体的に活用できる態度の育成

- ・ICTの活用の日常化を図るための仕掛けと工夫
- ・各教科の特性に応じた、適切な場面でのICT活用
- ・デジタル教科書の活用
- ・プレゼンテーションする機会の確保
- ・データサイエンス能力の育成

②情報モラル教育の充実

- ・学校における児童生徒への講座の実施
- ・情報モラル教育の実施
- ・デジタルシティズンシップの観点をふまえた情報活用能力の育成
- ・著作権への理解の促進

③特別な配慮を要する児童生徒の利活用

- ・有効活用できるアプリケーションの充実・活用
- ・長期入院等に関わるICT機器の活用
- ・遠隔教育に関する関係機関との連携

④プログラミング的思考の育成

- ・発達段階に応じた系統的なプログラミング学習
- ・高校生による小学生へのプログラミング教室

⑤健康面への配慮

- ・健康に留意したタブレット端末等の利用についての啓発・指導

II. 教職員のICT活用指導力の向上

①ICTを活用した指導方法等の普及

- ・ICT活用ガイドブックの作成
- ・動画サイトでの教科別活用事例の紹介など
- ・総合教育センターにおける研修の充実
- ・ICTコアティーチャーによる指導方法の普及
- ・実践事例の収集と優良事例の周知
- ・指導者用デジタル教科書の活用

②学校の教職員の資質の向上のための研修の実施

- ・総合教育センターにおける研修の充実
- ・ICTや情報・教育データの利活用(データサイエンス)の研修
- ・情報モラル研修の実施
- ・プログラミング研修の実施
- ・著作権への理解の促進

③調査研究等の推進

- ・デジタル教科書の活用の研究
- ・「個別最適な学び」「協働的な学び」に有効なアプリケーションソフトについての研究
- ・デジタル・シティズンシップの観点を踏まえた教育の研究

III. ICTを活用するための環境の整備

①県立学校におけるICTの活用のための環境整備

- ・教育ネットワークの安定的な運用管理
- ・学校ネットワーク環境の改善
- ・特別支援学校における入出力支援装置の配備
- ・BYODによる端末整備に伴う経済的に**困窮する世帯等**に対する支援

②学習の継続的な支援のための体制の整備

- ・1人1台端末の活用を支える授業用支援ソフトの運用・管理
- ・オンライン授業やICTを活用した海外との交流の促進
- ・特別支援学校と市町立学校の連携に伴うICT活用の推進

③個人情報の保護

- ・新たな学校教育セキュリティポリシーの策定
- ・情報セキュリティに関する技術的対策の充実
- ・サイバーセキュリティ教育の実施

IV. ICT推進体制の整備と人材の確保

①ICT推進体制の整備

- ・学校教育DXポータルサイトの構築
- ・大学、ICT関連企業等との連携
- ・市町教育委員会との協力・連携

②人材の確保

- ・「情報」免許を保有する教員の確保
- ・教員への情報支援サービスの活用

③ICTを活用した校務の改善

- ・統合型校務支援システムの運用
- ・採点支援システムの導入
- ・学校横断による教材の共有化

④県民の理解と関心の増進

- ・「教育しが」への掲載をはじめとする広報の充実
- ・学校、保護者、市町との連携によるインターネット利用に関する家庭教育学習講座の開催

(仮称) 滋賀県学校教育情報化推進計画
～生きる力を育む ICT を活用した教育の推進～
(原案)

令和4年12月
滋賀県教育委員会

目 次

1	計画策定にあたって	
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画の位置づけ	2
(3)	計画の期間	2
(4)	計画の対象	2
2	学校教育の情報化の現状と課題	
(1)	児童生徒の資質・能力	3
(2)	教職員の指導力	4
(3)	I C Tの環境整備	5
(4)	学校における働き方改革と組織・体制	6
3	基本方針	
(1)	I C Tを活用した児童生徒の資質・能力の育成	7
(2)	教職員の I C T活用指導力の向上	8
(3)	I C Tを活用するための環境の整備	8
(4)	I C T推進体制の整備と人材の確保	8
4	学校教育の情報化に関する目標	1 0
5	計画的に講ずべき施策	
(1)	I C Tを活用した児童生徒の資質・能力の育成	1 1
①	I C Tを主体的に活用できる態度の育成	
②	情報モラル教育の充実	
③	特別な配慮を要する児童生徒の利活用	
④	プログラミング的思考の育成	
⑤	健康面への配慮	
(2)	教職員の I C T活用指導力の向上	1 3
①	I C Tを活用した指導方法等の普及	
②	学校の教職員の資質の向上のための研修の実施	
③	調査研究等の推進	
(3)	I C Tを活用するための環境の整備	1 5
①	県立学校における I C Tの活用のための環境整備	
②	学習の継続的な支援のための体制の整備	
③	個人情報保護	
(4)	I C T推進体制の整備と人材の確保	1 7
①	I C T推進体制の整備	
②	人材の確保	
③	I C Tを活用した校務の改善	
④	県民の理解と関心の増進	

1 計画策定に当たって

2 (1) 計画策定の趣旨

3 Society5.0¹の到来により、これまでにない新たな価値の創造と展開が可能な時代を迎
4 えつつあります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、デジタル化を含む社
5 会の変化が加速しています。急速に変化する社会状況の中で、子どもたちは、身近な事
6 象から解決すべき課題を見だし、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、
7 納得解を生み出すことなど、学習指導要領で育成を目指す資質・能力が一層強く求めら
8 れています。

9 国においては、全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができ
10 る環境を整備するため、国や地方公共団体等による学校教育の情報化の推進に関する事
11 項を定めた「学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第 47 号。以下、「法
12 という。）」が令和元年（2019 年）6 月に公布・施行されました。

13 本県では、次代の社会を担う児童生徒の生きる力を育むため、学校教育の情報化の推
14 進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「滋賀県生きる力を育むための学校
15 教育の情報化の推進に関する条例（令和 4 年条例第 4 号。以下、「条例」という。）が
16 制定され、令和 4 年 4 月 1 日より施行されています。

17 本計画は、条例の基本理念を踏まえ、この変化の時代を生きる児童生徒一人ひとりが
18 豊かな人生を生き抜くために必要な力の育成に向け、本県の学校教育の情報化に関する
19 施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

20 また、ICT²の特性を活用することで、すべての児童生徒が誰一人取り残されず、自分
21 らしく学ぶことができ、一人ひとりの才能を伸ばすための学びの機会の提供を図り、
22 SDGs³の目標達成に貢献します。



29 ¹ サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経
30 済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society
31 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもの。

32 ² Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

33 ³ 「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略称。経済、社会、環境の balan
34 スを取りながら持続可能な社会を実現するための、全ての国に共通する 2030 年までの目標。

1 (2) 計画の位置づけ

2 本計画は、条例第6条に基づき、本県の学校教育の情報化の推進に関する施策を総合
3 的・計画的に推進するために策定するものです。

4 同時に、法第9条第1項に基づく本県の区域における学校教育の情報化の推進に関す
5 る施策についての計画とします。

6 また、法第9条第2項において努力義務とされている市町の学校教育情報化推進計画
7 の策定に当たっての参考となるものです。

8
9 (3) 計画の期間

10 本計画の期間は、技術革新のスピードが速い ICT 分野の特性を踏まえ、令和5年度
11 (2023年度) から令和7年度(2025年度)までの3年間とします。

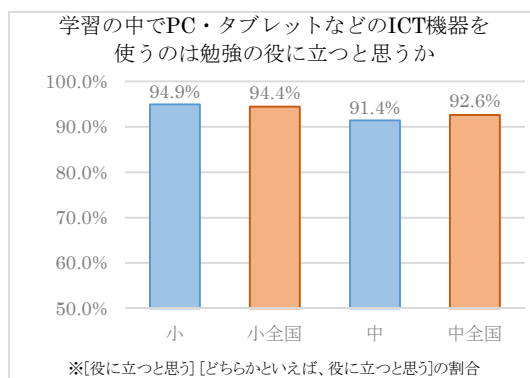
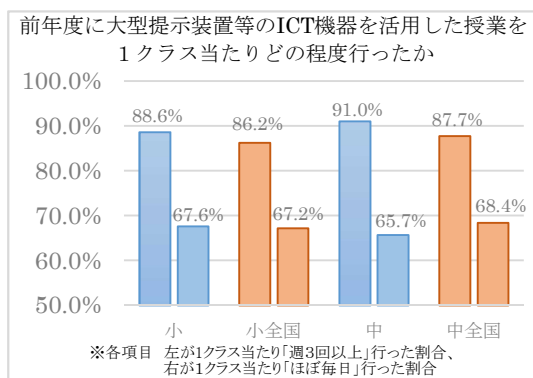
12
13 (4) 計画の対象

14 本計画では、県が県立高等学校、県立中学校、県立特別支援学校の学校設置者の責務
15 として実施する、学校教育の情報化の推進に関する方針・施策等に加え、市町との連携・
16 協力・支援ならびに研修や資質向上に係る支援に関する施策(大津市を除く)、その他
17 関係機関等との連携体制に関しても位置付けています。

2 学校教育の情報化の現状と課題

(1) 児童生徒の資質・能力

- ・学校現場における1人1台端末を有効に活用するための環境整備や、コロナ禍でのオンライン学習の取組が進展する中、令和4年度全国学力・学習状況調査の「学習の中でPC・タブレットなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思うか。」という質問に対し、9割以上の児童生徒が「役に立つと思う」「どちらかといえば、役に立つと思う」と回答し、児童生徒のICT活用への関心や意欲が明らかになりました。今後は、児童生徒が1人1台端末を新たな学びのツールとして自由な発想で日常的に適切に活用できることが求められます。



- ・技術革新が進んでいく新たな時代において、児童生徒が情報を主体的に捉えながら、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用する情報活用能力⁴および確かな学力⁵の育成が不可欠です。
- ・不登校、病気療養、障害、日本語指導を要することなど特別な支援が必要な児童生徒であっても、誰もが自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人ひとりの可能性が最大限に引き出されるような教育の在り方が求められており、ICTの特性・強みを最大限に活用していくことが重要です。

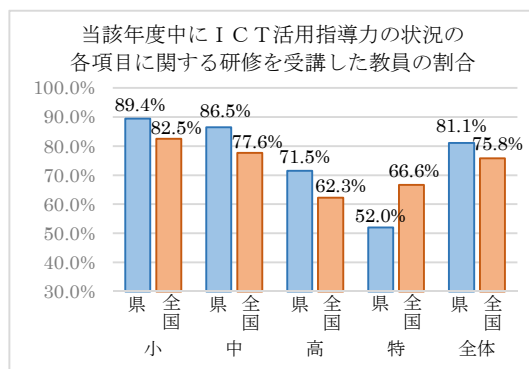
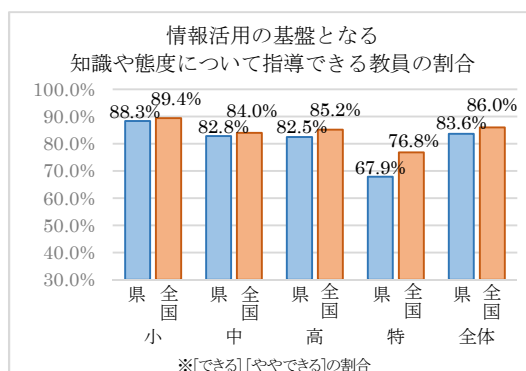
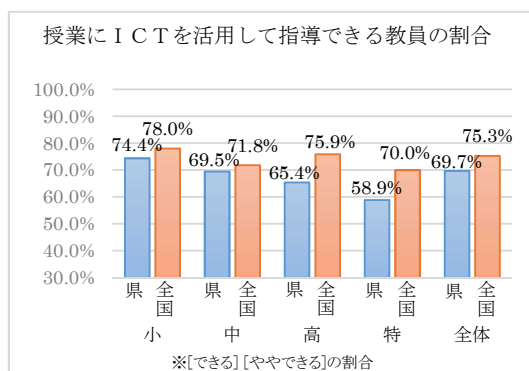
⁴ 情報および情報手段を適切かつ効果的に活用する能力（条例第3条第1項1号）

⁵ 基礎的な知識および技能ならびにこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力ならびに主体的に学習に取り組む態度（条例第3条第1項1号）

1 ・急速な社会のデジタル化が進む中、ICT の活用が日常的になるに従い、SNS⁶ の利用等
 2 に伴うトラブルに巻き込まれたり、誤って他人の著作権を侵害してしまうなどの可能
 3 性があります。情報を正しく安全に利用するための情報モラル⁷ と必要な知識の習得
 4 に加え、デジタル社会の構成員の一人として、自ら判断し、責任ある行動ができる力
 5 が求められています。

7 (2) 教職員の指導力

8 ・GIGA スクール構想⁸により1人1台端末等の環境が急速に整備され、今後はより積極
 9 的な利活用が重要な段階となっています。教職員研修の実施などにより、ICT 活用指
 10 導力の向上を図っていますが、令和3年度学校における教育の情報化の実態等に関す
 11 る調査において「授業にICTを活用して指導できる教員の割合」は69.7%、「情報活
 12 用の基盤となる知識や態度について指導できる教員の割合」は83.6%と全国平均より
 13 も低い状況であり、学校や個々の教職員の間で、ICT 活用の意義に対する理解や取組
 14 状況にばらつきが生じています。



22

23 ⁶ ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者
 24 同士が交流できる Web サイト等の会員制サービスのこと。

25 ⁷ 人間が情報を用いた社会形成に必要とされる一般的な行動の規範。情報社会で適正な活動を行う
 26 ための基になる考え方と態度。

1 ・ 今後は、児童生徒の学習活動の状況等に関する情報を活用した「個別最適な学び」と
2 ICT 機器を使用した意見交換、発表等を活用した「協働的な学び」の一体的な充実、
3 対面による指導と遠隔授業等を融合した授業づくりなど ICT 環境を日常的に活用した
4 教科等の適切な指導を進めていくことが重要です。

5
6 ・ スマートフォンや SNS が急速に普及し、その利用も低年齢化する中、トラブルに巻き
7 込まれてしまう、他人の著作物等を違法に利用してしまう、必要以上に長時間にわた
8 り使用してしまうなどの課題も発生しており、情報モラルや情報リテラシーの指導に
9 加え、児童生徒がデジタル社会の構成員の一人として、自ら判断し、責任ある行動が
10 できるよう指導を進めていく必要があります。

11 12 (3) ICT の環境整備

13 ・ GIGA スクール構想等により、学校における高速大容量通信ネットワークの整備が進み、
14 県内小中学校における 1 人 1 台端末の整備は令和 3 年度（2021 年度）までに完了する
15 など、学校の ICT 環境が急速に進展しました。

16
17 ・ 県立高等学校または県立特別支援学校高等部においても、義務教育段階において 1 人
18 1 台端末環境で学んだ児童生徒が、高等学校等に進学しても切れ目なく同様の環境で
19 学ぶことができるよう、令和 4 年度（2022 年度）から BYOD⁹ 方式による端末の整備を
20 学年進行で進めており、令和 6 年度（2024 年度）までには全学年の 1 人 1 台端末環境
21 の整備が完了する予定です。

22
23 ・ 今後、全ての児童生徒が、学校における ICT の活用を「日常的」なものとして活用で
24 きるよう、各家庭の状況や児童生徒個人の多様な教育的ニーズへの配慮も踏まえて、
25 適切な ICT 環境を整備していくことが求められています。また、デジタル教科書やデ
26 ジタル教材の活用がより一層進む中、多くの児童生徒が一斉に 1 人 1 台端末を利用す
27 る場合のネットワーク需要等に対応していくことも必要です。

28
29
30 ⁸ GIGA:Global and Innovation Gateway for All の略。1 人 1 台端末と、高速大容量の通信ネット
31 ワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適
32 化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境の実現を目指す構想。

33 ⁹ Bring your own device の略。児童生徒が自身や家庭で保有する端末を学校に持参・利用するこ
34 と。

1 ・学校における児童生徒等の個人情報の適正な取扱いと情報セキュリティの確保に向け
2 ては、「校務情報ネットワーク運用管理要領」および「県立学校における個人情報の
3 流出等の防止のための行動指針」等に基づき、安全の徹底確保を図っていますが、ICT
4 によるクラウドサービス¹⁰の利活用が進む中、より一層のセキュリティ対策が求めら
5 れています。

7 (4) 学校における働き方改革と組織・体制

8 ・教職員の長時間勤務を解消し、教職員が健康でいきいきと働くことができ、子ども一
9 人ひとりと向き合う時間を確保するため、ICT を有効に活用した校務の効率化などを
10 より一層推進することが求められています。

11
12 ・GIGA スクール構想は教職員の働き方にとっても有効であると考えられますが、ICT 担
13 当教職員に負担が集中するといった課題も生じているため、特定の職員の負担を解消
14 する取組が必要です。

15
16 ・GIGA スクール構想による 1 人 1 台端末の調達や新型コロナウイルス感染症における
17 端末の持ち帰りなど、全ての教育委員会が課題に直面する中、ICT に関する知見の共
18 有と対応の連携を図るため、県と各市町との連携会議や学校訪問を通じて情報共有を
19 図っています。今後、ICT 利活用による授業改善や校務効率化を本格化させる段階に
20 移行していく中で、関係機関等による更なる連携が求められています。

31 ¹⁰ 従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経
32 由で、サービスとして利用者に提供するもの。利用者側が最低限の環境（パーソナルコンピュータ
33 や携帯情報端末などのクライアント、その上で動く Web ブラウザ、インターネット接続環境など）
34 を用意することで、どの端末からでも、さまざまなサービスを利用することができる。

3 基本方針

目的：次代の社会を担う児童生徒の生きる力を育む学びの実現

Society5.0の到来により、さらに技術革新が進んでいく新たな時代において、児童生徒が情報を主体的に捉えながら、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、他者と協働し新たな価値を創造する社会に貢献できるよう、次に掲げる4つの方針を設定し、これらの方針に沿った具体的な施策を計画的かつ総合的に推進します。

【施策の柱】

(1) ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

- ・児童生徒の学習活動の状況等に関する情報を活用した「個別最適な学び」とICT機器を使用した意見交換、発表等を活用した「協働的な学び」を一体的に充実し、対面による指導と遠隔授業等を融合した授業づくり、その他のICTを日常的に活用した教科等の指導を適切に行い、情報活用能力および確かな学力の育成に努めます。
- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実を図るため、デジタル教材を活用して一人ひとりの学びの状況に応じた課題を提供することや、意見交流やプレゼンテーションに1人1台端末の効果的な活用を推進します。
- ・1人1台端末を家庭においても学習に利用することができるよう、動画や音声データを使用した課題や、AI¹¹ドリル等のデジタル教材を活用した家庭学習を推進します。
- ・不登校、病気療養、障害、日本語指導を要することなど特別な支援が必要な児童生徒であっても、ICTの特性を最大限に活用し、誰一人取り残されず、一人ひとりの能力を伸ばすための学びの機会の提供を図ります。
- ・児童生徒が、デジタル社会の構成員の一人として、情報を活用し、社会や個人の課題を解決する力の習得に努めます。また、ICT機器を使用することによる児童生徒の健康面への影響についても配慮します。

¹¹ Artificial Intelligence の略。学習や推論、判断等の機能を備えたシステム。人工知能。

1 (2) 教職員のICT活用指導力の向上

2 ・学習指導要領を着実に実施し、学校教育の質の向上につなげるため、各学校における
3 カリキュラム・マネジメントの充実や主体的・対話的で深い学びの実現に向け、教職
4 員の授業に対する考え方の変革を進めるとともに、授業改善に対応できるよう、実際
5 の授業を想定した主体的な研修の充実など ICT 活用指導力の向上を図ります。

6
7 ・各学校において、**児童**生徒の発達の段階を考慮しながら情報活用能力の育成を図るた
8 め ICT を活用した学習活動を充実させます。具体的には、対面授業で ICT を活用する
9 ことにより、学習履歴（スタディ・ログ）を蓄積・分析・利活用した個別最適な学び
10 の実践や、対面授業とオンライン授業を併用したハイブリット授業の研究を推進しま
11 す。

13 (3) ICTを活用するための環境の整備

14 ・全ての児童生徒が、学校における ICT の活用を「当たり前」「日常的」なものとし、
15 その家庭の経済的な状況、居住する地域、障害の有無等にかかわらず、ICT の利点を
16 共有することができるよう学校の ICT 環境整備を進めます。

17
18 ・**1人1台**端末によるクラウドサービスの利活用が進む中、全ての児童生徒が安全に ICT
19 を活用できるよう、児童生徒等の個人情報の適正な取扱と情報セキュリティの確保を
20 図ります。

21
22 ・ICT の効果的な活用により、遠隔授業や授業配信など新たな授業形態の研究を進める
23 とともに、不登校・長期入院等の児童生徒を含めた多様な**児童**生徒を誰一人取り残す
24 ことのない学びの実現に向けた環境構築を進めます。

25
26 ・学校間でのオンライン授業などの実施により、学校での学びに留まらないつながりの
27 創出も期待されます。ICT 化が進む学校における協働性、社会性等の育成研究や取組
28 事例について、県全体での共有を図ります。

30 (4) ICT推進体制の整備と人材の確保

31 ・**小学校、中学校での学びが基本となり高校段階につながります。**児童生徒の成長段階
32 において切れ目ない教育を確保していくため、市町をはじめとする多様な関係機関等
33 との広域的な連携体制を確保していきます。

1 • ICT を活用した校務の改善により、教職員の長時間勤務を解消し、子ども一人ひとり
2 と向き合う時間を確保することによる教育の質の向上を図ります。また、ICT 教育担
3 当の教職員への負担が過度に集中しないよう、組織的な支援体制の強化や各学校の情
4 報担当者の連携などを進めます。

5
6 • 教職員の支援や学校教育の効率化を図るため、ICT 教育のサポート体制づくりを進め
7 ます。

8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34

4 学校教育の情報化に関する目標

指標	現状値	目標値
<p>前年度に ICT 機器を活用した授業を 1 クラス当たりほぼ毎日行った割合</p> <p>・文部科学省「全国学力・学習状況調査」 学校質問紙調査</p> <p>前年度に、教員が大型掲示装置等の ICT 機器を活用した授業を 1 クラス当たりほぼ毎日実施したと回答した学校の割合</p>	<p>小 67.6%</p> <p>中 65.7%</p> <p>高 未実施</p> <p>特 未実施</p> <p>(2022 年度)</p>	<p>小 100.0%</p> <p>中 100.0%</p> <p>高 100.0%</p> <p>特 100.0%</p> <p>(2025 年度)</p>
<p>授業に ICT を活用して指導できる教員の割合</p> <p>・文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」</p> <p>授業に ICT を活用して指導する能力</p> <p>自己評価で「できる・ややできる」と回答した教員の割合</p>	<p>小 74.4%</p> <p>中 69.5%</p> <p>高 65.4%</p> <p>特 58.9%</p> <p>(2021 年度)</p>	<p>小 90.0%</p> <p>中 90.0%</p> <p>高 90.0%</p> <p>特 80.0%</p> <p>(2025 年度)</p>
<p>情報活用の基盤となる知識や態度について指導できる教員の割合</p> <p>・文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」</p> <p>情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力</p> <p>自己評価で「できる・ややできる」と回答した教員の割合</p>	<p>小 88.3%</p> <p>中 82.8%</p> <p>高 82.5%</p> <p>特 67.9%</p> <p>(2021 年度)</p>	<p>小 95.0%</p> <p>中 95.0%</p> <p>高 95.0%</p> <p>特 90.0%</p> <p>(2025 年度)</p>

※各調査において調査項目に変更があった場合、類似の調査項目への見直しを行う。

5 計画的に講ずべき施策

(1) ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

① ICTを主体的に活用できる態度の育成

〔取組の方向性〕

- ・学習の効果を高めるため、ICT を授業における多様な場面に取り入れ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実など、目的に応じて適切に活用し、よりわかりやすく理解が深まる授業づくりを推進します。また、各教科等のねらいに応じて、学習活動の中に ICT を効果的に活用する場面を取り入れ、授業改善を進めながら子どもたちの情報活用能力の育成を図ります。
- ・令和6年度(2024年度)から本格的な導入が予定される学習者用デジタル教科書について、国の実証事業への参加等を通じて、紙の教科書とデジタル教科書を最適に組み合わせた学習を検討します。
- ・新たな価値を創造するデータサイエンス¹²能力の育成を図ることで「情報を解析する力」「情報の処理手法を構想する力」「情報を表現する力」を養います。
- ・問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に活用し、デジタル社会に主体的に参画するための資質・能力を育みます。

〔主な取組〕

- ・日常的な1人1台端末の活用を図るための仕掛けと工夫
- ・各教科が目指す資質・能力の育成に向けた適切な場面でのICT活用による授業改善の推進
- ・デジタル教科書やデジタル教材を活用することで多様な学習を推進
- ・児童生徒が端末を用いてプレゼンテーションする機会の確保
- ・デジタル技術とデータを活用できるデータサイエンス能力の育成

¹² データを用いて新たな科学のおよび社会に有益な知見を引き出そうとするアプローチのことで、データを扱う手法である情報科学、統計学、アルゴリズムなどを横断的に扱う。

1 ②情報モラル教育の充実

2 [取組の方向性]

- 3 ・ 児童生徒が情報に対する責任ある考えや行動をしようとする態度などを身に付け、
4 安全・安心に情報を利活用していくことができるよう、情報モラルに関する指導を
5 進めます。
- 6
- 7 ・ デジタル社会の構成員の一人として、自ら判断し、責任ある行動ができる力、さら
8 には、自らの意思で積極的にデジタル社会と関わっていく能力とスキルを身に付け
9 ることができるよう「デジタル・シティズンシップ¹³」の観点を踏まえた情報活用
10 能力の育成を図ります。
- 11
- 12 ・ スマートフォン等を用いて誰もが動画等の創作を行うような状況になったことを踏
13 まえ、児童生徒が著作権や肖像権および知的財産権等に関する正しい知識を持ち、
14 高い意識を持って情報を扱えるよう指導を進めます。

15 [主な取組]

- 16 ・ 学校における児童生徒への情報モラル研修等の実施
- 17 ・ 情報社会に参画する態度の育成を目指す情報モラル教育の推進
- 18 ・ デジタル・シティズンシップの観点をふまえた情報活用能力の育成
- 19 ・ 著作権や知的財産権など情報社会で必要となる関連法規の正しい理解の涵養
- 20
- 21

22 ③特別な配慮を要する児童生徒の利活用

23 [取組の方向性]

- 24 ・ 不登校、病気療養、障害、日本語指導を要することなど特別な支援が必要な児童生
25 徒に対し、遠隔教育をはじめとする ICT の活用により、均等に学ぶ機会を保障しま
26 す。加えて、学びの困難さを軽減するとともに、能力を引き出すことにより、学び
27 の楽しさを実感できるよう、また、効果的なアプリケーションの活用などにより、
28 指導の効果を高めます。
- 29
- 30

31

32 ¹³ 情報技術の利用に関する適切で責任ある情報規範。デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的
33 に関与し、参加する能力のこと。

1 〔主な取組〕

- 2 ・個に応じた学習に有効活用できるアプリケーションの充実
3 ・長期入院等に関わるタブレット端末やネットワーク接続環境の整備
4 ・多様な教育ニーズに応えるための遠隔教育に必要な関係機関との連携

6 ④プログラミング的思考の育成

7 〔取組の方向性〕

- 8 ・学習指導要領に基づき、発達段階に応じたプログラミング教育を行います。
9
10 ・プログラミングの流れや、プログラムの基本構造、アルゴリズムなどを体系的・系
11 統的に学習することで、プログラミング的思考や論理的思考力、創造性などを養い
12 ます。

14 〔主な取組〕

- 15 ・校種間連携を図ることにより発達段階に応じた系統的なプログラミング学習を実現
16 ・キャリア教育の観点を踏まえた高校生による小学生へのプログラミング教室

18 ⑤健康面への配慮

19 〔取組の方向性〕

- 20 ・姿勢や視力低下などの健康面に留意したタブレット端末などの利用について啓発・
21 指導を行います。

23 〔主な取組〕

- 24 ・健康に留意したタブレット端末等の利用についての啓発・指導

26 (2) 教職員のICT活用指導力の向上

27 ①ICTを活用した指導方法等の普及

28 〔取組の方向性〕

- 29 ・教職員が授業内容や児童生徒の実態に応じて、ICT を活用した教育活動をあらゆる
30 学習場面において、自在に行えるような姿を目指し、学校訪問型の研修の実施やオ
31 ンライン研修など研修の機会を増やすとともに、研修内容の充実を図ります。

1 ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資するよう、ICT 活用実践事
2 例の作成や優良事例の周知を図るとともに、新たに ICT を活用した「個別最適な学び」
3 と「協働的な学び」の一体的な充実の研究および指導方法の普及を進めます。

4
5 ・教職員の指導力・活用力向上のためノウハウを蓄積し、必要な情報をいつでも入手
6 できる環境を構築します。

7
8 ・ICT を活用した教科指導のモデルとなる授業づくりの研究を進めるとともに、公開
9 授業などを通して、その研究成果の普及を図ります。

10 11 **〔主な取組〕**

- 12 ・教科指導など教育活動の各場面で参考となる ICT 活用ガイドブックの作成
- 13 ・ポータルサイトにおいて動画コンテンツによる教科別活用事例を紹介
- 14 ・総合教育センターにおける専門研修やステージ研修の充実
- 15 ・ICT コアティーチャーの教科指導における効果的な活用方法の普及
- 16 ・実践事例の収集と優良事例を様々な機会を捉えて周知
- 17 ・指導用デジタル教科書の長所を活かした授業力の向上

18 19 **②学校の教職員の資質の向上のための研修の実施**

20 **〔取組の方向性〕**

21 ・教職員が、児童生徒にデジタル社会の構成員の一人として、自ら判断し責任ある行
22 動ができるよう、情報モラルや情報セキュリティ、著作権への理解、さらにはデジ
23 タル・シティズンシップの視点などを踏まえた指導力向上の研修の充実を図ります。

24
25 ・教職員が校務や学習の教育データを活用し、指導が必要な児童生徒の早期発見や、
26 児童生徒の特性・能力に応じた学習支援など、指導の改善につなげるためのデータ
27 サイエンスに関する研修に参加することにより、教育データの利活用の推進を図り
28 ます。

29 30 **〔主な取組〕**

- 31 ・情報社会に参画する態度の育成に資する情報モラル、情報セキュリティなどの教職
32 員の資質向上のための研修の実施
- 33 ・教育の質の向上を図るための情報・教育データを科学的に分析し、利活用するため
34 (データサイエンス) の研修の実施

- 1 ・プログラミング的思考の指導や論理的思考力の育成に資する研修の実施
- 2 ・著作権や知的財産権など情報社会で必要となる関連法規の正しい理解の促進に向け
- 3 た研修の実施

5 ③調査研究等の推進

6 [取組の方向性]

- 7 ・今後、本格的に導入が進むデジタル教科書やデジタル教材の効果的な活用方法の研究
- 8 を進めるとともに、具体的な指導に係る教育手法が確立されていないデジタル・
- 9 シティズンシップ教育の研究を進め、その研究成果の普及を進めます。

11 [主な取組]

- 12 ・デジタル教科書やデジタル教材の長所を活かした効果的な指導方法の研究
- 13 ・「個別最適な学び」「協働的な学び」に有効なアプリケーションソフトについての
- 14 研究
- 15 ・発達段階に応じたデジタル・シティズンシップの観点を踏まえた教育の研究

17 (3) ICTを活用するための環境の整備

18 ①県立学校におけるICTの活用のための環境整備

19 [取組の方向性]

- 20 ・県立学校の通信環境については、1人1台端末の利用が進むため、一斉に接続して
- 21 も円滑な回線速度を保ち、安定的に授業等に活用できるネットワーク環境を確保す
- 22 るとともにネットワーク需要に対応した環境整備を進めます。
- 23
- 24 ・障害のある児童生徒が学習上又は生活上の困難を改善・克服し、可能な限り障害の
- 25 ない児童生徒と共に教育を受けることができるよう、ICT環境の整備を進めます。
- 26
- 27 ・経済的状況等により1人1台端末や家庭での通信環境の確保が難しい家庭に対して
- 28 は、貸与用の端末やモバイルルーター等を確保することにより、学びのセーフティ
- 29 ーネットを維持していきます。
- 30
- 31 ・1人1台端末の管理の在り方や適切な使い方を児童生徒や保護者等と共有し、協力
- 32 を得ながらICT活用を進めます。

1 〔主な取組〕

- 2 ・ 県立学校における円滑な教育活動に必要な通信環境の運用および整備
- 3 ・ 県立学校における無線 LAN アクセスポイントの整備
- 4 ・ 県立学校における ICT 機器の更新・整備
- 5 ・ 特別支援学校における入出力支援装置の更新・整備
- 6 ・ 特別支援学校における在籍校以外の学校との通信環境の整備
- 7 ・ BYOD による端末整備に伴う **経済的に困窮する世帯等に対する支援**

9 ②学習の継続的な支援のための体制の整備

10 〔取組の方向性〕

- 11 ・ 児童生徒の学習の状況等に関する情報を蓄積、分析、活用し、学校間および学校内の教職員間で適切に共有するために必要な環境および体制の整備を進めます。
- 12
- 13
- 14 ・ 大学や学校間でのオンライン授業や、単位認定に向けた遠隔授業の研究、ICT を活用することによる海外の学校との交流の促進などにより、学校での学びに留まらないつながりの創出も期待されます。ICT 化が進む学校における協働性、社会性等の育成研究や取組事例について、県全体での共有を図ります。

19 〔主な取組〕

- 20 ・ 1 人 1 台端末の活用を支える授業用支援ソフト¹⁴の運用・管理
- 21 ・ 学校間のオンライン授業や ICT を活用した海外との交流の促進
- 22 ・ 特別支援学校と市町立学校の連携に伴う ICT 活用の推進

24 ③個人情報の保護

25 〔取組の方向性〕

- 26 ・ 1 人 1 台端末環境におけるクラウドの日常的な活用や、利用するネットワーク・場所にとらわれないセキュリティ対策の実施とともに、個人情報の保護に十分配慮しながら、教職員および児童生徒が安心して学校で ICT を活用できる環境の整備を促進します。

32 ¹⁴ タブレットやパソコンなどの ICT 端末を利用した教育の質を高め、効果的に行うためのソフトウェア。

1 〔主な取組〕

- 2 ・新たな学校教育セキュリティポリシー¹⁵の策定
3 ・教職員が教育活動で必要となる情報セキュリティに関する研修
4 ・滋賀県警と連携したサイバーセキュリティ¹⁶教育の実施

6 (4) ICT推進体制の整備と人材の確保

7 ① ICT推進体制の整備

8 〔取組の方向性〕

- 9 ・教育の情報化の推進を図るため、活用事例や教材、研修コンテンツなどのデジタル
10 資源をポータルサイトに集約することで利便性の向上を目指します。
11
12 ・ICT活用による教育活動の充実のため、大学やICT関連企業との連携を進めます。
13
14 ・県市町間、各市町間の情報共有や連携、協力の推進、小学校・中学校の教職員に対
15 する研修や資質向上に係る支援などにより、すべての市町においてICTを活用した
16 学びが推進されるよう努めます。
17
18 ・私立学校に対しては、公私相互に活用事例等の情報共有を行うなど、連携を図り、
19 各学校の自主性や建学の精神を尊重しながら、学校教育の情報化を推進します。

21 〔主な取組〕

- 22 ・必要な情報が一元化された教育の情報化推進ポータルサイトの構築
23 ・大学・ICT関連企業等の連携
24 ・市町教育委員会との協力・連携

26 ②人材の確保

27 〔取組の方向性〕

- 28 ・教職員が、ICTや情報・教育データを利活用するために必要な資質を向上させるこ
29 とができるよう、大学・教職大学院との連携を図ります。

32 ¹⁵ 個人情報の保護や情報漏洩の防止をはじめ、情報セキュリティに対する基本方針をまとめたもの。

33 ¹⁶ サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティ
34 をいう。

1 ・共通必修科目として「情報Ⅰ」が新設されるなど、教育における ICT 活用の重要性
2 が高まっているため、ICT の活用推進のため情報通信技術を有する人材の確保を図
3 ります。

4
5 ・学校現場における ICT 機器、ソフトウェア、ネットワークの設定やトラブル対応な
6 どについて、1人1台端末導入後のトラブル対応例や知見を元に、効果的な技術支
7 援を行います。

9 **〔主な取組〕**

- 10 ・教職員の**大学**・教職大学院への派遣や教職員研修講座の活用を推進
11 ・「情報」免許を保有する教職員の確保
12 ・AI チャットボット¹⁷などの情報支援サービスを活用した教職員への支援

14 **③ ICT を活用した校務の改善**

15 **〔取組の方向性〕**

- 16 ・統合型校務支援システムをはじめとして校務の情報化により、書類作成や情報共有
17 などについて効率化を進めるとともに、児童生徒一人ひとりの状況を多面的に把握
18 した指導や支援を進めます。
- 19
20 ・採点支援システムにより、採点業務の効率化を図るとともに、結果をデータとして
21 把握することにより、きめ細かな指導に反映させるなど教育の質の向上を図ります。

23 **〔主な取組〕**

- 24 ・情報の一元化による校務の効率化に資する統合型校務支援システムの運用
25 ・採点業務の効率化と正答データの分析が可能となる採点支援システムの導入
26 ・学校横断による教材の共有化

31 ¹⁷ 人工知能を活用した「自動会話プログラム」のこと。

- 1 ④県民の理解と関心の増進
- 2 〔取組の方向性〕
- 3 ・保護者をはじめとして広く県民の理解と関心を高め、学校設置者、学校、保護者等
- 4 の関係者が ICT 活用の方針や使用ルールについて共通理解を図れる取組を進めます。
- 5
- 6 〔主な取組〕
- 7 ・「教育しが」への掲載をはじめとする広報の充実
- 8 ・学校、保護者、市町等との連携によるインターネット利用に関する家庭教育学習講
- 9 座の開催
- 10